

表2. 健康診査情報の取扱いに関する諸制度の比較(母子保健・地域保健・労働衛生対策)

制度	母子保健	地域保健	労働衛生対策
健診名 (根拠規定)	健康診査 母子保健法第12条	基本健康診査 老人保健法第20条	一般健康診断 労働安全衛生法第66条
目的	母性並びに乳児及び幼児の 健康の保持及び増進	老後における健康の保持	労働者の健康管理及び作業環境 の管理
実施主体及び その責務	市町村(特別区を含む) (実施義務)	市町村(特別区を含む) (実施義務)	事業者 (実施義務)
健診情報を管理する者 及び 健診情報の保存 に関する根拠規定	市町村 ・文書保存に関する規定はない (自治体では医師法第24条2項に おける5年間の保存義務を準用)	市町村 ・健診結果等を記録整理するほか、 必要に応じて個人票を作成するなど 受診者の記録を一貫して記録し、保 健指導に役立てること (保健事業実施要綱)	事業者 ・事業者は健康診断個人票を作成 し、これを5年間保存しなければならない (労働安全衛生法施行規則 第51条等) ・事業者は健康の結果を記載しなけ ればならない (労働安全衛生法第66条の3)
	健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務 (医師法第24条2項)	健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務 (医師法第24条2項)	健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務 (医師法第24条2項)
健診情報の 守秘義務と 罰則	業務に着目した法律上の守秘義務 はない (保健指導要領において、母子健 康手帳および母子の健康に関する 個人の記録票について個人の秘密 保持に十分留意する旨の規定が ある)	業務に着目した法律上の守秘義務 はない	・一般健康診断、特殊健康診断を実施 する事務に従事する者に対し、実 施に関して知り得た労働者の心身 の欠陥等の秘密の保持を規定 (労働安全衛生法第104条) ・66条1項から3項、66条の3の規定 に違反した者は50万円以下の罰金 (労働安全衛生法第120条の2 第1項)
	職員 ・職員は、職務上知り得た秘密を 漏らしてはならない。その職を退い た後も、また、同様とする (地方公務員法34条) ・34条1項又は2項の規定に反して 秘密を漏らした者は1年以下の懲役 又は3万円以下の罰金 (地方公務員法60条)	職員 ・職員は、職務上知り得た秘密を 漏らしてはならない。その職を退い た後も、また、同様とする (地方公務員法34条) ・34条1項又は2項の規定に反して 秘密を漏らした者は1年以下の懲役 又は3万円以下の罰金 (地方公務員法60条)	
	委託先 ・医師等の資格に着目した守秘義務	委託先 ・医師等の資格に着目した守秘義務 (個人情報保護条例の例あり)	
健診情報の利用 (利用目的の明確化)	・市町村の長は妊産婦の健康状態 に応じ保健指導をする (母子保健法第17条第1項)	・健康教育等の保健事業に活用 ・市町村は自らの保健事業の評価、 都道府県保健所は、市町村が地域 特性を踏まえて保健事業を円滑かつ 効果的に実施できるよう保健医療情 報の収集、提供を行い、必要に応じ 保健事業の評価(保健事業実施 要領)	・労働者の就業場所の変更、作業の 転換等の措置を講じる際に活用 (労働安全衛生法第66条の5) ・労働者に対する保健指導の際に 活用 (労働安全衛生法第66条の7)
健診情報の通知	・市町村は、妊娠の届出をした者 に対して、母子健康手帳を交付 (母子保健法第16条第1項) ・妊産婦は健康診査を受けたとき、 乳児又は幼児が健康診査を受けた 場合は、その保護者は、その都度、 母子健康手帳に必な事項の記載 を受ける (母子保健法第16条第2項)		・事業者は66条1項の健診を受け た労働者に対し健診の結果を通知 しなければならない (労働安全衛生法第66条の6)

表3. 健康診査情報の取扱に関する諸制度の比較(医療保険による保健事業)

制度	医療保険による保健事業		
	組合管掌健康保険	政府管掌健康保険	国民健康保険
健診名 (根拠規定)	一般健康診査 健康保険法第150条*	一般健康診査 健康保険法第150条*	基本健康診査 国民健康保険法第82条
目的	被保険者及びその被扶養者の 健康の保持増進	被保険者及びその被扶養者の 健康の保持増進	被保険者の健康の保持増進
実施主体及び その責務	健康保険組合 (努力義務)	国(社会保険庁長官) (努力義務)	市町村(特別区を含む)・国保組合 (努力義務)
健診情報を管理する者 及び 健診情報の保存 に関する根拠規定	健保組合(事業所) ・各種記録の整備を図ること (事業運営基準) ・健保組合個々の内部規則等で 保存期間、保管方法を規定	社会保険健康事業財団 ・5年間、磁気媒体にて保管 (政府管掌健康保険生活習慣病 予防健診実施要綱)	市町村 国保組合(事業所) ・規定なし
	健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務 (医師法第24条2項)	健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務 (医師法第24条2項)	健診実施機関 ・診療録は5年間の保存義務 (医師法第24条2項)
健診情報の 守秘義務と 罰則	業務に着目した法律上の守秘義務 はない	業務に着目した法律上の守秘義務 はない	業務に着目した法律上の守秘義務 はない
	職員 ・健保組合個々の内部規則等で規定 (事業運営基準)	社会保険庁の職員 ・職員は、職務上知り得た秘密を 漏らしてはならない。その職を退い た後も、また、同様とする (国家公務員法100条第1項) ・100条第1項または2項の規定に 違反して秘密を漏らした者は1年以 下の懲役又は3万円以下の罰金 (国家公務員法109条12号)	職員 ・職員は、職務上知り得た秘密を 漏らしてはならない。その職を退い た後も、また、同様とする (地方公務員法34条) ・34条1項又は2項の規定に反して 秘密を漏らした者は1年以下の懲役 又は3万円以下の罰金 (地方公務員法60条)
	委託先 ・医師等の資格に着目した守秘義務 (個人情報保護条例の例あり)	社会保険健康事業財団及び委託先 の職員 ・委託契約・財団就業規則において 守秘義務を明記、医師等の資格に 着目した守秘義務	委託先 ・医師等の資格に着目した守秘義務 (個人情報保護条例の例あり)
健診情報の利用 (利用目的の明確化)	・主に個別相談の際に活用 ・生活習慣病等について継続的な 保健事業の実施に努めること ・実施結果については、データに基 づく内容の分析、評価を行い、事後 指導についても万全を期すこと (事業運営基準)	・保健婦による事後指導に活用 ・そのほか統計・分析に使用 (規定なし)	・保健婦による事後指導に活用 (規定なし)
健診情報の通知	・結果通知については、保健婦等の 助言指導を得て生活習慣病等に関 する事項を付記することに努める こと (事業運営基準)	・健診結果は指導区分を付し、受診 者へ通知	規定なし

*改正平成14・8・2・法律102号
(平成15年4月1日施行)

*改正平成14・8・2・法律102号
(平成15年4月1日施行)

2 健康診査の実施等に関する個人情報の保護と健康情報の活用に関する動向と考え方

(1) 個人情報の保護に関する動向

個人情報は、個人を識別する情報を含んだ情報で、秘匿性のある情報や私生活情報に限定されないものである。個人情報の保護については、私生活をみだりに公開されないという従来の伝統的なプライバシー概念と、近年の情報化の進展した社会においてその侵害を未然に防止する観点から、自己に関する情報の流れを(自らが)管理(コントロール)するという積極的・能動的な要素を含むプライバシー概念の2つがあるといわれている。

近年、高度情報化社会における個人情報保護の必要性が重要視され、情報化社会の進展にともない権利意識の高揚もみられている。その背景として、情報化社会におけるデータの大量・迅速な処理が可能となり、個人に関する情報が収集・蓄積・利用され、個人のプライバシーに対する脅威が高まったことが指摘される。

わが国における個人情報の保護に関する法令としては、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定され、また統計法によって、個人情報の取扱いが定められており、地方公共団体においては個人情報保護条例が制定されているところもある。民間部門が保有する個人情報の保護に関しては、自主規制としていくつかの分野におけるガイドライン等が策定されているが、全体を包括的に対象としたものはなかった。

平成11年7月、個人情報の保護・利用の在り方を総合的に検討するため、政府の高度情報通信社会推進本部に「個人情報保護検討部会」が設置され、同年11月中間報告「我が国における個人情報保護システムの在り方について」が取りまとめられた。それを受け、平成12年2月に個人情報保護の基本法制定に向け「個人情報保護法制化専門委員会」が設置され、同年10月「個人情報保護基本法制に関する大綱」を決定し、平成13年3月に「個人情報の保護に関する法律案」(基本法制)が閣議決定され、第151回国会に提出されたが、法案継続審議となった。その後、平成14年に個人情報に関する関連4法案も併せて第154回国会で集中質疑が行われたが、第155回で審議未了のまま廃案となった。しかし、与党3党から修正要綱が提出され、平成15年3月7日個人情報保護関連5法案が国会に提出された。

諸外国においては、近年欧米諸国を中心として個人情報保護法制の整備が進んでおり、1980年代以降、経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development: OECD)、欧州連合(European Union: EU)等において、国際的な基準等(註1、2)が相次いで策定されている。

(2) 医療情報と個人情報の保護

米国においては、1996年に連邦法のHIPAA(Health Insurance Portability and Accountability Act:健康保険の移動性と責任法)(註3)が制定された。この法律に関連して2000年12月米国保健福祉省は医療保健分野における個人情報保護のガイドライン案を発表し、制定にむけて準備を進めている。

わが国においては、医療情報を提供された側における個人情報の保護と活用のあり方についても検討がすすめられている。厚生科学審議会先端医療技術評価部会に「疫学的手法を用いた研究等における個人情報の保護等の在り方に関する専門委員会」(委員長:高久文麿 自治医科大学長)が設置され、多数の人を対象として、健康状態などのデータを利用して疾病の原因などを探り、予防方法や治療方法を明らかにする研究(疫学研究等)について、個人情報の取扱いのルールに関して検討され、指針としてまとめられた。その他、遺伝子解析による疾病対策・創薬等に関する研究、疫学研究におけるインフォームド・コンセントに関する研究、個人情報保護と疾病登録に関する研究、診療情報保護のあり方に関する研究、診療報酬明細書の取扱い者の情報保護措置等についても厚生科学研究補助金による研究班などにおいて検討されている(註4)。

(註1) OECD(経済協力開発機構)理事会勧告(OECD8原則、1980)

欧州のいくつかの国における個人情報保護のための規制の動きに対し、国際的なネットワーク化の進展に伴って個人情報の国際流通をもとめる要請が高まった。すなわち多国籍企業化し、地球規模で通信網をはりめぐらし展開していた米国の大企業は、ヨーロッパにおける活動を各国のプライバシー保護の法律により制約される場面がでてきて、この利害対立の調整がOECD(経済協力開発機構)の場にもちこまれることになった。

そこで1980年OECD理事会は、加盟国に対して、加盟国間の情報の自由な流通を促進することを目的として、プライバシーと個人の自由の保護に関する原則を国内法の中で考慮すること、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去するよう努めることを勧告した。すなわち、プライバシー・個人情報の保護は、そもそも「個人情報の保護」自体を目的としたのではなく、「情報の自由な流通」を促進するための条件として整備されたという背景をもっているのである。つまり「個人情報保護」と「情報の自由な流通、利活用」の調和をはかることが最大の目的となっている。

その附属文書に、情報の自由な流通を促進することが主目的ではあるが、プライバシーと個人の自由の保護に関する8原則(いわゆるOECD8原則)を定めた「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」(Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)が添付され、国内法の中で考慮することが求められた。

- ① 収集制限の原則
- ② データ内容の原則
- ③ 目的明確化の原則
- ④ 利用制限の原則

- ⑤ 安全保護の原則
- ⑥ 公開の原則
- ⑦ 個人参加の原則
- ⑧ 責任の原則

この8原則は、個人情報処理機関に対する規制、個人情報ファイルの設置規制、個人情報の利用・提供制限そして個人情報の安全・正確性の確保等を含むものであるが、1970年代以降の世界の個人情報保護法の最大公約数的なものとして位置付けられ、わが国における個人情報保護にも影響を与えている。

(註2) EU(欧州連合)指令 95/46号(1995)

1990年、EC市場統合に伴う加盟国間の個人情報保護規制の調和を図るために、EC(欧州共同体)理事会は、はじめて加盟国に個人情報保護指令の提案「個人データ処理にかかる個人の保護に関する理事会指令提案」をおこなった。この指令提案をめぐる、各方面で多彩な議論が展開された。特に公衆衛生、疫学、統計を適用除外とする議論と政治的運動がヨーロッパの疫学研究者を中心に精力的に展開され、1995年のEU(欧州連合)指令 95/46号「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」では、これらの公衆衛生領域における「個人情報の利活用」に対して保護の適用除外とされることとなった。

同指令は、EU加盟国に対して、3年以内(1998年10月まで)に同指令に適合するような個人情報保護に関する法律、規則及び行政規定を発効、または改正させることを求めた。「指令(Directive)」は、「達成すべき結果について、これを受領するすべての構成国を拘束するが、方式及び手段については構成国の機関の権限に任せる」もので、「規則(Regulation)」のように直接強く拘束するものではないが、構成国をある程度拘束するものである。

同25条では、自国民の個人情報保護の観点から、十分なレベルの保護を講じていない第三国には、個人データの移転を禁止する規定を各国が設けることを義務付けるとしていて、日本や米国のようにEU構成国でない第三国への個人データの移転についても規定している。すなわち、この条項は、EU非加盟国での個人情報保護レベルを問うもので、米国や日本などの個人情報保護政策に影響を与えている。

(註3) HIPAA(Health Insurance Portability and Accountability Act: 健康保険の移動性と責任法)

米国において、従来州内のみに限られていた医療保険の適用を州を越えて適用するために、診療に関する情報を電子化、標準化し、相互利用できるようにすることが必要であったこと、これに伴い個人情報の保護に関するルール作りが必要になったことなどが背景にある。

HIPAA 法の対象は、医療機関、医療保険提供者、保険請求代行業者のみであり、研究機関が研究目的に取り扱う診療情報は対象としていない。

HIPAA 法においては、診療情報の利用目的を

- (1) 患者の診療、料金の支払、医療機関の運営管理に利用されるもの
 - (2) 研究への利用や公衆衛生上の理由から医療機関外へ情報を提供する場合
- の2通りに分けている。

さらにこれらの情報を利用する条件として、

- (1) 患者の同意が必要なもの
- (2) 患者の承認が必要なもの
- (3) 患者にその利用を拒否しうることを事前に知らせておけば、患者の同意や承認なしに利用できるもの
- (4) 患者の同意も承認も、また事前に拒否できることを知らせることも必要としないものの4種類に分け、適用を整理している。

HIPAA 法におけるセキュリティについては、インターネット上の診療情報の交換を可能にするものとして、暗号化を必要としている一方、認証や第三者による監査については特段の取決めをしていない。

(註4) 研究班など

- ・「統計情報の高度利用の制度的な在り方に関する検討会」(主任研究者:高石昌弘)
- ・「個人情報保護とがん登録の適正な実施方針に関する研究班」(主任研究者:高石昌弘)
- ・「疫学的手法を用いた研究等における生命倫理問題及び個人情報保護の在り方に関する調査研究班」(主任研究者:丸山英二)
 - ・「遺伝子解析による疾病対策・創薬等に関する研究における生命倫理問題に関する研究調査研究班」(主任研究者:垣添忠生)
 - ・「疫学研究におけるインフォームド・コンセントに関する研究と倫理ガイドライン策定研究班」(主任研究者:玉腰曉子)
 - ・「個人情報保護とがん登録の適正な実施方針に関する研究班」(主任研究者:大島明)
 - ・「医療分野における個人情報保護対策に関する研究班」(主任研究者:開原成允)
 - ・「労働者の個人情報保護に関する研究会」(座長:諏訪康雄)

・「労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会」(座長:保原喜志夫)

○策定された指針など

- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号)

(3) 健康診査の実施等に関する個人情報の保護と健康情報の活用の考え方

<1> 健康診査の実施等に関する個人情報の保護の基本的な考え方

健康診査の実施等に従事する医師等の医療関係者においては、刑法やそれぞれの資格法等に罰則付きの守秘義務が定められ、個人情報保護措置として機能している。また、公務員については、同様に、国家公務員法や地方公務員法による守秘義務の規定があり、個人情報保護の役割を果たしている。

しかし、これらの医療関係者や公務員以外の者による健康診査の実施等に関する個人情報の取扱いにあたっては統一的なルールはない。

さらに、コンピュータシステムのネットワーク化による大量情報の効率的なやりとりが可能となり、健康診査等の実施等に関する個人情報がより頻繁かつ容易に使用されるようになったことも、健康診査等の健康に関する個人情報の保護の必要性が指摘される背景にある。電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律には、1988年に制定された「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」があるが、対象は行政機関のみとなっている。

健康診査など健康に関する個人情報は、センシティブな情報であり、適切な保護が必要であることはいうまでもない。健康増進事業実施者が遵守すべき、健康診査等に関する個人情報の収集、保管、移転、利用、提供などにおける個人情報保護のための指針が必要である。

【参考】

○刑法(秘密漏示)

第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する

○医師・歯科医師・助産師→刑法による

○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

第四十二条の二 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

第四十四条の三 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○栄養士・管理栄養士については、栄養士法に特に守秘義務に関する規定はない。公務員の場合には、国家公務員法あるいは地方公務員法による。

○診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（秘密を守る義務）

第二十九条 診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなつた後においても、同様とする。

第三十五条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（秘密を守る義務）

第十九条 臨床検査技師又は衛生検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて

て知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師又は衛生検査技師でなくなつた後においても、同様とする

第二十三条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）（秘密を守る義務）

第十六条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他

に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなつた後においても、同様とする。

第二十一条 第十六条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）（秘密を守る義務）

第十九条 視能訓練士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他

に漏らしてはならない。視能訓練士でなくなつた後においても、同様とする。

第二十三条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号) (秘密保持義務等)

第二十四条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号) (秘密を守る義務)

第四十条 義肢装具士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。義肢装具士でなくなつた後においても、同様とする。

第四十七条 第四十条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号) (秘密を守る義務)

第四十四条 言語聴覚士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。言語聴覚士でなくなつた後においても、同様とする。

第五十条 第四十四条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)

第七条の二 施術者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。施術者でなくなつた後においても、同様とする。

第十三条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

三 第七条の二(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

□ 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号) (秘密を守る義務)

第十七条の二 柔道整復師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。柔道整復師でなくなつた後においても、同様とする。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第十七条の二の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)

第十三条の五 歯科衛生士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科衛生士でなくなつた後においても、同様とする。

第十九条 第十三条の五の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号) (秘密を守る義務)

第二十条の二 歯科技工士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科技工士でなくなつた後においても、同様とする。

第三十一条 第二十条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) (秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。

3 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

4 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

第百九条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

十二 第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

○地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) (秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

○労働安全衛生法（健康診断に関する秘密の保持）

第104条 健康診断の実務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない

○じん肺法（じん肺健康診断に関する秘密の保持）

第35条の3 じん肺健康診断の実務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない

○労働安全衛生法（健康診断実施後の措置）第66条の5第2項の規定に基づく健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する公示（平成8年10月1日）

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 2(4)二 プライバシーの保護 事業者は、個々の労働者の健康に関する情報が、個人のプライバシーに属するものであるから、その保護に特に留意する必要がある。特に就業上の措置の実施に当たって、関係者へ提供する情報の範囲は必要最小限とする必要がある

○労働省労働基準局長通達第75号（平成7年2月20日）

職場におけるエイズ問題に関するガイドライン(6)

事業者は、HIV感染の有無に関する労働者の健康情報について秘密の保持を徹底すること

<2> 健康診査の実施等に関する健康情報の活用の基本的な考え方

健康診査の実施等に関する健康情報は、当該個人の健康度の評価を客観的に行い、必要な生活習慣の是正ならびに適切な医療をおこなう上での基本情報となるとともに、根拠に基づく健康増進事業をすすめる上でも重要な情報となりうる。また対象とする集団の健康度の評価を客観的に行い、健康増進事業実施者が実施する健康増進事業を評価するためにも、健康診査などの健康情報を適切に集計解析することなどが必要である。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の特定の個人を識別することができる情報（個人識別情報）である。個人識別情報を含んだ個人情報の取扱いについては十分な配慮が必要であることはいうまでも

ない。個人情報から個人識別情報の全部又は一部を取り除き、代わりに当該個人と関わりのない符号又は番号を付して特定の個人を識別できないように匿名化した情報は、個人情報ではない。

健康診査の結果等の健康情報を匿名化したデータの集合物を、集計解析などによって得た情報は統計情報となる。

健康増進事業実施者は、個人識別情報と連結されている個人情報と個人識別情報と連結されていない情報(匿名化された事例など)および統計情報の差異を十分理解し、精度管理や事業評価などをすすめることが重要である。

受診者の利益を最大限に保証し、根拠に基づく健康増進事業の推進ならびに公衆衛生の向上に寄与する観点から、実施している健康診査の有効性評価をすすめるために精度管理を行った上で事業評価を恒常的に行うことが重要である。

健康診査の実施等に関する健康情報の活用としては、主に次の2つの場合が考えられる。

① 健康増進事業者が事業の目的に関連して健康情報を利用する場合。

対象集団の健康度評価のために適切な集計解析をしたり、統計情報として事業評価をしたり、精度管理のために利用する場合である。個人識別情報を付帯しない匿名化したデータを集計解析などにより統計情報を得る場合と、個人識別情報を付帯した匿名化していないデータを使用して精密検査の結果と診断の一致性を確認する場合などがある。

個人識別情報と連結されている個人情報を利用する場合には、安全性の確保などに配慮することが重要であり、具体的な個人情報の取扱いに関しては、疫学研究に関する倫理指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号)を準用すべきである。

② 当該健康増進事業実施者以外の第三者が社会的に理解される目的で健康情報の提供を受けて、活用する場合。

健康増進、公衆衛生の向上などを目的とした公共の利益に資する社会的な理解が得られる学術研究等については、健康情報の提供を受ける者が所属する研究機関などの倫理審査委員会などで承認を得た場合に、健康増進事業実施者の保管する健康情報の提供を受けることができる。この場合、健康情報の提供を受けた者は、安全性の確保に努めなければならない。

3 健康診査の実施等に関する個人情報の範囲について

健康診査の実施及びその結果の通知、「健康手帳」(健康増進法第9条)の交付その他の措置(健康診査の実施等)に関する個人情報の範囲としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 「健康増進事業実施者」(健康増進法第6条)が実施する健康診査に関する個人情報
- ・ 「健康手帳」(健康増進法第9条)に記載される事項に含まれる個人情報
(「健康手帳」とは、自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)
- ・ 「健康増進事業実施者」が実施する健康増進事業に関する個人情報

4 用語の定義

本指針案においては、健康診査の実施等に関連する健康情報に関する用語を以下のよう
に定義する。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2) 匿名化

「匿名化」とは、個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりにその人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。資料に付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、その人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、その人が識別できないようにすることをいう。

(3) 統計情報

「統計情報」とは、個人情報データベース等から集計解析などによって得られた個人を識別することができる情報(個人識別情報)を含まない情報をいう。

(4) 健康情報

「健康情報」とは、健康診査等で得られる健康に関する情報をいう。健康情報には、個人識別情報と連結されている場合と個人識別情報と連結されていない場合がある。

(5) 健康情報の処理

健康情報の「処理」とは、当該健康増進事業に関連して行われる健康情報の収集、保管、廃棄、開示、訂正、使用(利用および提供)、移転をいう。

(6) 健康情報の収集

健康情報の「収集」とは、事業実施者及び個人情報取扱責任者が、健康情報を当該健康増進事業に関連して集めることをいう。

(7) 健康情報の保管

健康情報の「保管」とは、事業実施者及び個人情報取扱責任者が、収集した健康情報を保存・管理することをいう。

(8) 健康情報の廃棄

健康情報の「保管」とは、事業実施者及び個人情報取扱責任者が、収集した健康情報を廃棄することをいう。

(9) 健康情報の開示・訂正

健康情報の「開示」とは、当該健康増進事業に関連して収集、保管された健康情報を、本人の請求に応じて、本人にその内容等を示すことをいう。健康情報の「訂正」とは、当該健康増進事業に関連して収集、保管された健康情報を、本人の請求に応じて正しい内容に訂正することをいう。

(10) 健康情報の利用及び提供

健康情報の「利用」とは、当該健康増進事業実施者における事業に関連して使われることをいい、健康情報の「提供」とは当該健康増進事業実施者以外の第三者に供することをいう。

(11) 健康情報の移転

健康情報の「移転」とは、収集、保管された健康情報が、他の健康増進事業実施者に移動することをいう。

(12) 健康情報の活用

個人情報の「活用」とは、健康増進事業実施者が、事業の目的に関連して、健康情報を「利用」して、対象個人や対象集団の健康度評価を実施したり、事業評価や精度管理などをすすめること、ならびに健康増進事業実施者以外の第三者が、公衆衛生の向上などの目的のため

に、健康情報の「提供」を受けて、集団の健康度評価や健康増進事業の評価などをすすめることをいう。

(13) 個人情報取扱責任者

「個人情報取扱責任者」は、健康増進事業実施者における個人情報の取扱いの指針内容を理解し実践する能力のあるもので、個人情報の取扱いに関して責任をもつものをいう。

5 健康診査の実施等に関する個人情報の取扱いについて

(1) 全般的事項

健康診査などに関する健康情報は、センシティブな情報であり、適切な保護が必要である。健康増進事業実施者が遵守すべき、健康診査などに関する健康情報の収集、保管、廃棄、開示、訂正、利用および提供、移転などにおける個人情報保護に関してルールが必要である。

健康増進事業実施者は、健康情報の収集の収集、保管、廃棄、開示、訂正、利用および提供、移転などにおけるルールを作成し、公開するとともに、個人情報取扱責任者を置き、本指針に則った個人情報の取扱いをすすめ、また苦情などに対しては適切な処理に努めなければならない。

健康増進事業実施者は、健康診断を実施する医療機関など健診実施機関に対して事業を委託するにあたって、個人情報および健康情報の取扱いに関して管理・監督し、健診実施機関が適正な情報の取扱いをするようにしなければならない。

また受託した健診実施機関は、適切な精度管理および事業評価を行うとともに、本指針案に照らし、委託された健康増進事業実施者の管理・監督の下に個人情報および健康情報の取扱いに関するルールを設け、その適正な取扱いをしなければならない。

(2) 健康情報の収集

健康増進事業実施者は、当該個人の健康の保持増進を図るために必要な事業を継続的かつ計画的に講ずるように努めることが必要で、対象者も実施者が講ずる事業を利用して、その健康の保持増進に努めることが期待される。これらに係る健康情報については、まず健康診査などの目的を明らかにし、情報収集のルールを設けておくことが必要である。

(3) 健康情報の保管

<1> 保管体制のルール化

健康増進事業実施者は、健診結果などの健康情報について保管体制を定めておくことが望ましい。保管方法についても、特に安全性の確保に配慮したルールを作成し、これを遵守するとともに、健康情報を保管する担当部門は、健康情報の処理の状況(誰がどのような目的で使用したか、等)を記録し、併せて保管しておく必要がある。なお、ルールに基づく健康情報の保管は、個人情報取扱責任者が行うものとする。

<2> 外部機関における保管責任の明確化

健康増進事業実施者は、健康診断を実施する医療機関などとの契約に際して、その機関で収集された対象者の健康情報の保管に関して、プライバシーの保護のための規定を設けることが必要である。

(4) 健康情報の廃棄

健康増進事業実施者は、健康診査の実施等に関する個人情報を廃棄する場合には、漏洩、滅失などが起こらないように、十分配慮することが必要である。

(5) 健康情報の安全性の確保

健康増進事業実施者は、健康診査の実施等に関する個人情報が、漏洩、滅失また毀損の防止

その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるように配慮しなければならない。

コンピュータを利用して健康情報を取り扱う場合には、不正アクセス、漏洩、改ざん、破壊などからの防止やその他の安全管理のための措置を講じる必要である。

国際的な情報システムの安全性の基準である国際規格 ISO/IEC.17799-2002 (Information technology- Code of practice for information security management/情報技術—情報セキュリティマネジメント実施基準)を尊重すべきである。

また健康情報の管理に従事する者に対しては、健康情報に関する利用制限とコンピュータ管理上の必要性から情報に接した場合の秘密を守るためのルールを定めることが必要である。なお、コンピュータシステム管理を外部に委託する場合は、委託契約等に守秘義務を盛り込み、情報漏洩等に対する措置を講じる必要がある。

(6) 健康情報の利用

<1> 健康情報の利用の目的等

健康増進事業実施者が事業場などで保管している健康情報の利用目的は、当該健康増進事業実施者における事業に関連して、対象個人や対象集団の健康度評価や精

度管理、事業評価などに活用することである。つまり、対象とする個人や集団の健康度の評価を客観的に行い、健康増進事業実施者が実施する健康増進事業を評価するなどの目的のため、健康診査などの健康情報を適切に集計することが望ましい。個人識別情報を除いた健診の集計結果は、個人情報ではなく、統計情報となるので、健康増進事業実施者が行う事業の評価や報告などに積極的に活用することは、広く公衆衛生の向上のためにも重要である。また個人識別情報を有した健診結果を利用して、精密健診の診断結果との一致性を検討するなど健診の精度管理をすすめることも健康増進事業の目的に関連した利用方法であり、重要である。

〈2〉 健康情報の目的外利用の取扱い

当該個人の健康情報の目的外利用は、原則として認められない。しかし、当該個人の同意が得られた場合や、公衆衛生の向上など社会的に理解される目的のための活用の場合には、倫理審査委員会などの判断により、これを利用しうる場合がある。

(7) 健康情報の提供

〈1〉 本人へ健康情報を提供する場合（開示に含まれる場合）

本人の請求により、離職等で健康増進事業実施者から離れる場合は、実施者は本人に健康情報の写しなどを交付しなければならない。また、同様に本人の請求により、新しい健康増進事業実施者等へ健康情報を、本人を経由して提供、移転することができる。

〈2〉 新しい健康増進事業実施者などへ健康情報を提供する場合（移転に含まれる場合）

健康増進事業実施者が保管している健康診査結果を生命保険加入時の審査の代用や転職した際に新しい健康増進事業実施者に提供する場合については、個別に本人の請求あるいは同意に基づいて提供する。

〈3〉 学術研究等を目的とした第三者へ健康情報を提供する場合

学術研究を目的とした場合には、その目的が健康増進、公衆衛生の向上などを目的とした公共の利益に資する社会的な理解が得られるもので、疫学研究に関する倫理指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号)に照らして、研究者の所属する研究機関などの倫理審査委員会等で承認を得たものなどについては、健康増進事業実施者は、健康情報を提供することができる。

健康情報を第三者へ提供する場合には、個人情報の取扱いには十分な配慮がはらわれなければならない。さらに、研究結果等が公表されるときには、個人や所属する集団単位等が特定できないように、配慮されなければならない。

(8) 健康情報の開示と訂正

健康増進事業実施者が保管している健康情報は、本人の求めに応じて開示される。しかし、健診医等が行った保健指導における記録や、診断名や治療記録等の中には、必ずしも開示することが適切でない場合もあることに十分留意する必要がある。また開示される前提として、事業者は、それらの健康情報の収集・保管状況について、当該個人が知り得るように配慮しなければならない。

また、保管されている健康診査の結果などについて当該個人から、訂正の要求があった場合に

は、個人情報取扱責任者は、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(9) 個人情報取扱責任者

健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いに関する責任者を設置し、個人データの安全管理が図られるよう、取扱いを担当する者などに対する必要かつ適切な管理を行わなければならない。また個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、適切な処理に努めなければならない。

平成14年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
健康診査等指針の策定に関する調査研究
(H14-特別-007)

平成14年度研究報告書（平成15年3月）

発行責任者 主任研究者 久道 茂
発行 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-3
宮城県立がんセンター

電話 022-384-3151
FAX 022-381-1168